

高張力鋼用溶接材料に関する事項

改正規則

鋼船規則 M 編

改正事項

高張力鋼用溶接材料に関する事項

改正理由

船体用圧延鋼材用溶接材料について定める IACS 統一規則 W17 (Rev.4) においては、母材に YP40 鋼 (規格最小降伏点 390N/mm^2) を用いる場合の溶接材料に関して記号 4Y40 (規格衝撃試験温度 -40°C) までの溶接材料が規格化されている。これに対し、関連業界からは極低温環境下での使用を計画する海洋構造物等への適用を想定し、より高靱性の溶接材料の規格化の要望があった。

このため IACS では、4Y40 と同じ強度レベルで規格衝撃試験温度を -60°C とする 5Y40 を規格化し、IACS 統一規則 W17 (Rev.5) として採択した。

このため、IACS 統一規則 W17 (Rev.5) に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

主な改正内容は次のとおり。

- (1) 溶接材料 5Y40 が適用できる母材の種類及び材料記号を規定した。
- (2) 溶接材料 5Y40 の規格値、認定試験又は年次検査に関する要件を規定した。

改正条項

鋼船規則 M 編 表 M2.1, 表 M4.2, 表 M6.1, 表 M6.4 から表 M6.8, 表 M6.12, 表 M6.15 から表 M6.21, 表 M6.23 から表 M6.27, 表 M6.29, 表 M6.31 から表 M6.34, 表 M6.37 から表 M6.39, 表 M6.42